

改 善 状 況 報 告 書

2024年12月16日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 岩永 守幸 殿

東京産業株式会社
代表取締役社長 蒲原 稔

2024年6月13日提出の改善報告書について、有価証券上場規程第505条第1項の規定に基づき、
改善措置の実施状況及び運用状況を記載した改善状況報告書をここに提出致します。

目次

1. 経緯	3
(1) 過年度決算訂正の内容	3
① 訂正した過年度決算短信等	3
② 過年度決算訂正による業績への影響	4
(2) 過年度決算等を訂正するに至った経緯	6
① 発覚した経緯	6
② 外部調査委員会の構成、調査の目的、調査期間等	6
(3) 不適切な会計処理の概要	7
① 長期末収入金の回収可能性に関する検討不足	7
② 原価回収基準による会計処理への切替え及び追加工事原価の工事原価総額への反映の懈怠	8
③ 実態と異なる工事進捗率に基づく不適切な会計処理	9
④ 一次下請業者に対する前渡金管理の懈怠	10
⑤ 取引規模拡大への対応不備	10
(4) 過年度決算訂正後に発覚した不適正開示に関する経緯	11
① 不適正開示に至った経緯及び内容	11
2. 改善措置	13
(1) 不適正開示の発生原因	13
① リスク検証が十分になされなかった背景事情	13
② 今回損失が発生した案件についての内部統制不備の認識	14
(2) 再発防止に向けた改善措置（実施済みのものを含む。）	17
① 再発防止に向けた改善措置実施体制の整備	17
② 当社が十分な知見を有しないビジネスに取り組む際のリスク評価と対応の強化	18
③ 会計リテラシーを向上させる施策の実施とその徹底強化	21
④ 想定外に発生した事象の検討強化	25
(3) 過年度決算訂正後に発覚した不適正開示の発生原因及び再発防止に向けた改善措置	31
① 本件開示遅延に関する発生原因及び改善措置	31
② 本件一部決算訂正に関する発生原因及び改善措置	32
3. 不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識	35

1. 経緯

東京産業株式会社（以下「当社」といいます。）は、2024年1月15日付け「外部調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」及び同年4月1日付け「外部調査委員会の最終調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表しました通り、外部調査委員会から「中間調査報告書」及び「最終調査報告書」（以下、合わせて「調査報告書」といいます。）を受領し、同年4月15日に過年度決算の訂正を行いました。訂正した過年度決算及び当該訂正が業績に及ぼす影響額については、以下の通りです。

（1）過年度決算訂正の内容

① 訂正した過年度決算短信等

a. 有価証券報告書

2022年3月期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
2023年3月期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

b. 四半期報告書

2022年3月期第1四半期 （自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）
2022年3月期第2四半期 （自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）
2022年3月期第3四半期 （自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）
2023年3月期第1四半期 （自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）
2023年3月期第2四半期 （自 2022年7月1日 至 2022年9月30日）
2023年3月期第3四半期 （自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）
2024年3月期第1四半期 （自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）
2024年3月期第2四半期 （自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）
2024年3月期第3四半期 （自 2023年10月1日 至 2023年12月31日）

c. 訂正の対象となった決算短信及び四半期決算短信

2023年3月期 決算短信 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
2024年3月期 第1四半期決算短信 （自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）
第2四半期決算短信 （自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）
第3四半期決算短信 （自 2023年10月1日 至 2023年12月31日）

② 過年度決算訂正による業績への影響

(単位：百万円)

期間	項目	訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B-A)	増減率
第 112 期 2022 年 3 月期 第 1 四半期	売上高	13,230	12,832	△ 397	△3.0%
	営業利益	427	415	△ 11	△2.8%
	経常利益	700	689	△ 11	△1.7%
	親会社株主に帰属する 当期純利益	310	301	△ 8	△2.6%
	純資産	26,744	26,735	△ 8	△0.0%
	総資産	79,471	79,907	435	0.5%
第 112 期 2022 年 3 月期 第 2 四半期	売上高	28,857	27,402	△ 1,454	△5.0%
	営業利益	1,346	1,294	△ 51	△3.9%
	経常利益	1,595	1,543	△ 51	△3.3%
	親会社株主に帰属する 当期純利益	752	716	△ 36	△4.8%
	純資産	27,197	27,161	△ 36	△0.1%
	総資産	82,991	84,535	1,543	1.9%
第 112 期 2022 年 3 月期 第 3 四半期	売上高	42,263	38,926	△ 3,337	△7.9%
	営業利益	1,795	1,677	△ 118	△6.6%
	経常利益	2,092	1,974	△ 118	△5.6%
	親会社株主に帰属する 当期純利益	896	814	△ 82	△9.1%
	純資産	26,591	26,509	△ 82	△0.3%
	総資産	78,309	81,757	3,447	4.4%
第 112 期 2022 年 3 月期 通期	売上高	58,872	55,887	△ 2,985	△5.1%
	営業利益	2,434	2,328	△ 105	△4.3%
	経常利益	2,625	2,519	△ 105	△4.0%
	親会社株主に帰属する 当期純利益	1,219	1,145	△ 73	△6.0%
	純資産	26,868	26,795	△ 73	△0.3%
	総資産	88,261	90,901	2,639	3.0%
第 113 期 2023 年 3 月期 第 1 四半期	売上高	13,562	14,616	1,053	7.8%
	営業利益	699	737	37	5.4%
	経常利益	1,036	1,074	37	3.6%
	親会社株主に帰属する 当期純利益	658	684	26	4.0%
	純資産	27,369	27,322	△ 47	△0.2%
	総資産	84,000	85,425	1,425	1.7%
第 113 期 2023 年 3 月期 第 2 四半期	売上高	33,908	35,531	1,623	4.8%
	営業利益	1,706	△ 626	△ 2,333	—
	経常利益	2,059	△ 273	△ 2,333	—
	親会社株主に帰属する 当期純利益	1,298	△ 320	△ 1,618	—
	純資産	28,058	26,366	△ 1,692	△6.0%
	総資産	79,061	79,031	△ 29	△0.0%

第 113 期 2023 年 3 月期 第 3 四半期	売上高	48,512	50,097	1,584	3.3%
	営業利益	2,195	△ 175	△ 2,371	—
	経常利益	2,387	16	△ 2,371	△99.3%
	親会社株主に帰属する 当期純利益	1,522	△ 123	△ 1,645	—
	純資産	27,903	26,184	△ 1,718	△6.2%
	総資産	77,523	76,182	△ 1,340	△1.7%
第 113 期 2023 年 3 月期 通期	売上高	63,888	65,447	1,558	2.4%
	営業利益	3,106	723	△ 2,382	△76.7%
	経常利益	3,351	968	△ 2,382	△71.1%
	親会社株主に帰属する 当期純利益	469	△ 4,960	△ 5,430	—
	純資産	26,703	21,200	△ 5,503	△20.6%
	総資産	80,910	76,065	△ 4,844	△6.0%
第 114 期 2024 年 3 月期 第 1 四半期	売上高	13,884	13,863	△ 20	△0.1%
	営業利益	520	500	△ 20	△3.9%
	経常利益	919	899	△ 20	△2.2%
	親会社株主に帰属する 当期純利益	645	711	65	10.2%
	純資産	27,952	22,514	△ 5,437	△19.5%
	総資産	79,146	74,648	△ 4,498	△5.7%
第 114 期 2024 年 3 月期 第 2 四半期	売上高	30,694	31,377	683	2.2%
	営業利益	416	△ 2,739	△ 3,156	—
	経常利益	808	△ 2,348	△ 3,156	—
	親会社株主に帰属する 当期純利益	△ 3,150	△ 3,025	124	△3.9%
	純資産	20,663	19,061	△ 1,602	△7.8%
	総資産	72,146	74,543	2,397	3.3%
第 114 期 2024 年 3 月期 第 3 四半期	売上高	45,822	48,203	2,380	5.2%
	営業利益	△ 760	△ 3,523	△ 2,762	363.1%
	経常利益	△ 418	△ 3,181	△ 2,762	660.8%
	親会社株主に帰属する 当期純利益	△ 4,075	△ 4,549	△ 473	11.6%
	純資産	19,296	17,096	△ 2,199	△11.4%
	総資産	74,941	74,685	△ 256	△0.3%

(2) 過年度決算等を訂正するに至った経緯

① 発覚した経緯

当社は、2023年9月22日、当社が関連する太陽光発電案件（以下「本発電案件」といいます。）に係る特定の仕入先に対する長期未収入金の保全措置として担保設定を受けていた受入担保資産の一部が当社の承諾なく譲渡されていた事実（以下「本発電案件判明事実」といいます。）を、当該担保設定者から伝えられました。

また、当社は、本発電案件と同一の関係者が関与する太陽光発電（メガソーラー）案件において、ID権利（太陽光発電所について取得した事業認定及び当該認定上の発電事業者の地位並びに上記発電設備に関する電力会社を相手方とする一切の権利及び地位の総称）を購入していました。

上記長期未収入金の回収可能性の評価等や、同一の関係者が関与する太陽光発電案件において当社が購入したID権利についての資産性・収益性等に関しては、本発電案件判明事実を踏まえ、改めて検討することが必要との議論を社内で進めていたところ、本発電案件判明事実について報告・情報共有をしていた当社会計監査人からも、2023年10月31日、同様の指摘を受けました。

そこで、2023年11月8日、これらの点について客観的かつ公平な視点・立場から十分かつ適切な調査を実施するため、当社とは利害関係を有しない外部の弁護士及び公認会計士を委員とする外部調査委員会を設置しました。

当社は、2024年1月15日、上記外部調査委員会により実施された調査（以下「当初調査」といいます。）について、原因分析及び再発防止策の提言を除く事実認定等の部分に係る中間調査報告書を受領しました。しかし、2024年3月期第2四半期決算の過程で、当社が元請として受注する別の太陽光発電工事請負案件において、一次下請業者が特定の太陽光発電所の建設請負工事で生じた追加の工事原価の負担等から、二次下請業者への工事代金を支払えず、工事の遂行が困難になっているという事実が確認されたことから、追加の工事原価に係る費用負担に関連する工事原価総額の見積りの合理性についての追加調査（以下「追加調査」といいます。）が必要と判断し、同日、当初調査と同じ外部調査委員会に追加調査（以下、当初調査と合わせて「本件調査」といいます。）の委嘱を行いました。

その後、2024年3月29日に外部調査委員会より最終調査報告書を受領し、調査報告書の調査結果を踏まえ、会計監査人と協議を行い前記（1）の通り過年度決算等の訂正を行いました。

②外部調査委員会の構成、調査の目的、調査期間等

a. 外部調査委員会の構成

委員長：中原 健夫（弁護士 弁護士法人ほくと総合法律事務所）

委員：倉橋 博文（弁護士 弁護士法人ほくと総合法律事務所）

委員：井上 寅喜（公認会計士 株式会社アカウンティング・アドバイザリー）

b. 調査目的

（i）当初調査の目的

（ア）長期未収入金の回収可能性の評価等に関する当社の管理・検討状況の調査

（イ）長期未収入金の回収可能性の評価等に不適切性があると認められた場合、その類似事象の調査、原因の究明及び再発防止策の検討・提言

（ウ）仕掛品に計上した太陽光発電案件において当社が購入したID権利等についての資産性・収益性等にかかる事実関係の調査等

(ii) 追加調査の目的

- (ア) 太陽光発電工事請負案件における追加工事原価に係る費用負担に関する会計処理の適切性
- (イ) 類似する事象に関する会計処理の適切性
- (ウ) これらについて不適切な点が認められた場合の原因分析及び再発防止策の提言等

c. 調査期間

- (i) 当初調査 2023年11月8日～2024年1月14日
- (ii) 追加調査 2024年1月15日～2024年3月29日

(3) 不適切な会計処理の概要

本件調査の結果、判明した不適切な会計処理の概要は以下の通りです。

当社は、本発電案件に係る特定の仕入先に対して長期未収入金を有しておりましたが、その回収可能性に関する検討が不足しており、適時・適切に貸倒引当金の計上ができませんでした。

また、当社が元請として受注する別の太陽光発電工事請負案件に関して、(i) いわゆる工事進行基準を採用していたところ原価回収基準による会計処理への切替えが必要となった時期以降も切り替えができるおらず、また、追加工事原価の工事原価総額への反映も適切になされていなかったこと、(ii) 実態と異なる工事進捗率に基づく不適切な会計処理がなされていたこと、及び(iii) 一次下請業者に対する前渡金の管理が適切になされていなかったこと、が判明しました。

各不適切な会計処理の内容については、以下をご参照ください。

① 長期未収入金の回収可能性に関する検討不足

当社は、2018年4月3日、特定の太陽光発電所に係るID権利を転売目的で購入し、同日、これを転売しました。しかし、当社から転売先への売却に関する契約が解除されたことを受け、2020年3月31日、当社と仕入先との間の契約も合意解除することとなりました。

当社は、上記合意解除に伴い、仕入先に対して売買代金の返還請求権を有することとなり、当該債権を担保するために、当該返還債務の連帯保証人となった会社から同社が保有する不動産等の資産に担保権の設定を受けていました。2023年3月末において、当社は、仕入先に対し、売買代金の未返還分4,453百万円を長期未収入金として有していました。

ところが、2023年9月22日、上記担保設定者から、2023年6月23日に担保資産の一部を第三者に売却した旨の報告を受け、当社は当該事実を認知しました。当該担保資産の売却は当社に無断で行われていたものであるため、2023年9月22日まで、当社役職員においては当該担保資産の売却に関する認識も関与もありませんでした。

もっとも、当初調査により、2023年3月頃には、当社法務担当者において、一部の担保資産の売却交渉が具体化している事実、担保設定者の資金繰りが厳しく、抵当権評価以外の長期未収入金の返済が困難とする担保設定者の意向を認知していたことが確認されました。

このような事情に加え、担保設定者は、当社が別の太陽光発電（メガソーラー）案件（以下「別件太陽光発電案件」といいます。）においてID権利を購入した取引先であり、当社がID権利を購入した後も別件太陽光発電案件事業化に向けた活動を行っておりました。当社がID権利を資金化するためには別件太陽光発電案件の事業化が必要であり、担保設定者の協力が不可欠であったことから、担保設定者の破綻や態度の悪化を招くことが想定される強引な担保処分については、実行することができませんでした。

そのため、本来であれば、2023年3月末において、上記事実も含めて長期未収入金の回収可能性の検討にあたっては、回収不能となることを十分に考慮した会計処理を実施すべきであったと判断しております。上記当社法務担当者の認識については、当時、経理部にも共有がなされていましたが、当時は会計処

理上の検討ができませんでした。

上記事実を踏まえ、2023年3月末における不動産等の担保資産の評価額の検討を行う必要があったと判断し、その前提での会計処理、すなわち、2023年3月期について過年度遡及訂正を行い、長期未収入金4,453百万円のうち回収不能と見込まれた3,916百万円（修正前139百万円）を貸倒引当金として計上しました。

② 原価回収基準による会計処理への切替え及び追加工事原価の工事原価総額への反映の解説

a. 会計処理の概要

当社は、2020年5月12日、2つのプロジェクトからなる、太陽光発電所の建設工事（以下「本請負工事」といいます。）について、同一の事業主を親会社として有する各施主よりプロジェクト毎に元請けとしてこれを受注した上、これらの工事を1社の一次下請業者へ発注しました。本請負工事は、請負契約及び発注契約が同等のいわゆるフルターンキー契約（設計から機器・資材・役務の調達、建設及び試運転までの全業務を単一の業者が一括した金額で、納期、保証、性能保証責任を負って請け負う契約のことをいい、キー（鍵）を回しきさえすれば稼働できる状態で施主に引き渡すことを語源としています。）で締結されました。

しかし、これらの工事については、当初より、多額の追加費用を要することが見込まれており、当該追加費用の負担に関して、2022年7月以降において本格的に施主と一次下請業者との間で協議が開始されることとなり、8月以降は当社も含めた3社間で協議を行い、その後も交渉が継続的に進められていました。

この点、一次下請業者では、2023年3月期においても、これらの工事について総原価の見直しが行われ、多額の見積総原価の増額がなされており、2つのうち一方のプロジェクトにおいて粗利ベースで赤字見込みとなっていたため、同社は、もはや追加費用をそのまま同社において全額負担することは想定されず、当社へ負担を求めざるを得ない状況となっていました。

そのため、2023年3月期の第2四半期以降においては、一次下請業者から当社に追加費用の請求が行われる可能性が高い一方で、工事原価総額に含めるべき追加費用の金額を合理的に見積もることはできない状況でした。ただし、その金額は当社決算において重要性がある金額となりうる、という状況であったと判断しうるため、新収益認識基準が規定するところの進捗度を適切に見積るために信頼性のある情報が不足し、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積ることができない場合に該当していたものと考えています。

したがって、2023年3月期第2四半期以降においては、工事進行基準による会計処理はもはや適切ではなく、原価回収基準での会計処理へ切り替えを行うことが必要でした。

また、追加費用については、客観的には、フルターンキー契約での本請負工事に関する元請契約の工事範囲に対し実質的に契約範囲を拡大させるものではない、すなわち当初の契約範囲に含まれた工事内容に関する費用であり、既存の元請契約に対する「契約変更」という観点から、工事原価総額に含める形で会計処理することが必要でした。

b. 関係者の認識

この点、当社再生可能エネルギー事業部（以下「事業部」といいます。）担当者は、当該追加費用について、追加費用（本請負工事において契約上予定されている工事等ではあるが想定以上に発生した費用）に該当するものであると判断できるだけの前提となる事実の認識を有していたものの、そのような前提での会計処理が必要との認識はなく、当社経理部に対しても、当時、十分な情報提供を行っていませんでした。

当社経理部についても、一次下請業者での追加費用の発生とその金額感、追加費用に関して施主側との間で交渉を続けていることが共有されていましたが、当時の当社経理部としては、追加費用に関し金額に

についての交渉が難航している点については認識しているながら、増額金額が固まれば、当社と施主側及び当社と一次下請業者との間で別途追加工事としての覚書等を締結し、それを踏まえて会計処理を行う、すなわち、別途の覚書等を締結した場合には、追加費用部分を含める形で、工事進行基準で会計処理を行えばよい、という認識しか持ち合わせていませんでした。

また、2023年7月には、当社監査室の内部監査において、当該追加費用について事後精算に対する懸念事項（減額、交渉決裂）及び「工事進行基準に合わせて売上計上するべきもの」との一定の指摘はなされているものの、過年度の決算処理の訂正が必要となる可能性がある事象との認識はなく、同年9月に、同内部監査報告書の共有を受けた常勤監査等委員においても過年度の決算処理の訂正が必要となる可能性がある事象との認識はありませんでした。

③ 実態と異なる工事進捗率に基づく不適切な会計処理

a. 会計処理の概要

当社経理部は、当社社内決算資料及び四半期ごとの本請負工事の進捗率が記載された進捗表（以下「本請負工事進行基準進捗表」といいます。）から本請負工事の進捗状況を把握し、会計処理を行っていました。

本請負工事進行基準進捗表は、特定の当社事業部担当者により作成され、当社事業部及び当社営業支援室に在籍する複数名の当社職員が本請負工事進行基準進捗表に添付されている四半期ごとの本請負工事の進捗率が記載された一次下請業者の社印の印影のある進捗表（以下「一次下請名義進捗表」といいます。）の内容との整合性を確認した上で、当社経理部に回覧していました。

もっとも、一次下請名義進捗表は、当社事業部担当者が月次の定例会議で一次下請業者から取得した資料等を基に、本請負工事の進捗率を算出及び記載し、一次下請業者に送付していました。その後、一次下請業者は、当社事業部担当者から送付された一次下請名義進捗表に記載されている内容を確認した上で、社印を押印した上で、当社事業部担当者に返送していました。

このような状況のもと、当社事業部担当者は、2022年3月期第1四半期（2021年6月）、第2四半期（2021年9月）及び同第3四半期（2021年12月）のモジュールに関する進捗率について、モジュールが据付どころか現場への納品すらされていないという状況にあったにもかかわらず、一次下請業者から口頭で手配が完了していると報告を受けていた分につき、納品・据付が完了しているものとみなして、実態としての進捗率に基づかない数値によって進捗率の計算を行い、一次下請名義進捗表及び本請負工事進行基準進捗表の作成を行いました。そのため、当該進捗率が当社における工事進行基準の適用の基礎資料として用いられ、実態にそぐわない不適切な会計処理がなされるに至りました。

b. 関係者の認識

当社事業部担当者が本請負工事の現場にモジュールが据え付けられていないことを認識しつつも、一次下請業者から口頭で手配が完了していると報告を受けていた分につき納品・据付が完了しているものとみなして進捗率を計算した目的は、実際にモジュールが据え付けられる前に自ら起案したモジュールの据付分という名目の請求書に基づき、施主側が当社に対して一定の金額を先行して支払い、当社も一次下請業者に対して同様の名目で一定の金額を先行して支払っていたことを踏まえ、このような金銭の支払いがなされている事実との整合性を取るためというものでした。同担当者は、当社経理部が本請負工事進行基準進捗表を工事進行基準の適用の基礎資料として用いていることも認識していたものの、当該進捗表上の進捗率が実態とは乖離した数値とした場合に適切でない会計処理がなされる可能性までは深く考えていませんでした。

当社事業部担当者より本請負工事進行基準進捗表の回覧を受けた同事業部の上席者（管理職）は、モジュールの据付が完了していないことを認識していたものの、一次下請名義進捗表の記入を一次下請業者ではなく当社事業部担当者が行っていたことを認識していなかったこと、進捗率に整合する分のモジュール

は本請負工事の現場に納品はされているのだろうと思っていたこと等の事情から、本請負工事進行基準進捗表上のモジュールの項目の進捗率の記載について、特段違和感を覚えることはありませんでした。

また、当社が現場に派遣している監理技術者の管理部門である営業支援室においては、一次下請名義進捗表の記入を一次下請業者ではなく当社事業部担当者が行っていたこと、一次下請名義進捗表及び本請負工事進行基準進捗表上の機器費欄のモジュールの項目において、モジュールの据付のみならず現場への納品も完了していないにもかかわらず進捗率が計算されていることのいずれも認識していなかったこと等の事情から、特段違和感を覚えることはませんでした。

以上のように、実態と異なる工事進捗率に基づき会計処理は行われましたが、故意による不正な売上計上の意図が窺われるような事実関係は認められておりません。

④ 一次下請業者に対する前渡金管理の懈怠

当社は、一次下請業者の資金需要などの要請もあり、本請負工事に関して複数回にわたり前渡金を支払っており、2023年9月末時点で、本請負工事に関する一次下請業者への前渡金として6,057,639千円を有していました。

しかし、一次下請業者は、2023年9月頃から資金繰り上の問題でその下請業者に対して工事代金等の支払遅延を生じさせるなど、2024年3月期第2四半期には、本請負工事を継続して行うことが困難な状況となっていました。

当社は、2023年11月に、一次下請業者の当社に対する別の太陽光発電所の建設工事案件に関する債権が第三者に譲渡されていたことを知り、一次下請業者と協議した結果、同社の資金繰りとの関係上、同社が本請負工事を継続して行うことは困難であることが判明したため、同社から別の下請業者への発注の検討を進めました。

2024年3月期第3四半期には、このような理由から工事体制が変更となり、他の下請業者での取り纏めに変わったことにより、当該前渡金残額については、もはや一次下請業者側での工事や資材調達に用いられるものとはいえないため、前渡金（将来、財又はサービスの提供を受けるための前渡額（費用性資産））としての計上は適切ではありませんでした。2023年3月期第2四半期において一次下請業者が追加費用を全額負担することが想定されなくなった状況を会社として正しく認識されていれば、それ以降の前渡金は増額した工事総原価（追加工事）の支払いに充当されるべきものとして、前渡金ではなく工事原価として処理されるべきところ、それ以降の前渡金が追加工事に使用されている実態を十分に把握できていおらず、また、本体工事契約と追加工事とは別個の契約であるとの認識のもと、本体工事の前渡金としたまま会計処理を行いました。

⑤ 取引規模拡大への対応不備

2012年7月のFIT制度（固定価格買取制度）開始以降、事業用太陽光発電の認定が拡大はじめ、当社においても、2016年頃から太陽光発電所の建設設計画を工事業者に紹介することによる手数料ビジネスとしてID権利売買に関する太陽光発電関連取引を始めていきました。

2017年1月には、太陽光発電設備の設備認定において割り付けられた設備IDを顧客に紹介する事による紹介手数料を得る契約を初めて受注し、2017年には9月までにID権利紹介手数料案件は3件となりましたが、これらはいずれも当社が仲介という形での紹介案件であり、手数料としての金額規模は1千万円台でした。

しかし、顧客より当社において資金の立替払いをして欲しいとの依頼（ID権利の名義変更には一定の時間を要することから、ID権利名義変更前にID権利所有者に対し多額のID権利代金を支払う事を避けたい）を受け、当社の立場は、従前の仲介から、ID権利売買契約に関わる当事者に変化しました。

これに伴い当社は過去において余り実績の無い、数十億円規模の資金立替を行うようになり、また、本発電案件に至るまで、契約金額も数十億円単位で増えていきましたが、取引の管理体制は仲介取引時から大きく変わっておりませんでした。

また、太陽光発電所建設請負工事については、FIT制度が開始された2012年を皮切りに、本請負工事を受注した2020年まで、ほぼ毎年複数件の工事受注実績があります。その中には、本請負工事の対象となった請負工事同様、顧客による事業実施が概ね決定した後、工事資金手当ての段階において、金融機関からのファイナンスを工事業者の企業規模では受けられず、当社が元請けとして工事を遂行した経緯のものがありました。

太陽光発電所建設請負工事につきましては、2012年から2020年まで工事を行った平均発電容量が約3,160kWであったのに対し、本請負工事案件の対象となった太陽光発電所の発電容量は165,000kWと約52倍の大きさとなり、それに伴う建設工事の規模についても従前の当社実績を大幅に超えたものとなっていました。太陽光発電所建設請負工事においても、取引規模拡大の一方、取引の管理体制は下請工事業者が中心であったことから、結果的に下請工事業者に過度に依存した取引となっているにも関わらず、その認識や対応は不充分となっていました。

上記のような、当社が取引主体となる一方、仕入先・下請先に対し当社が資金立替等を行う取引においては、金額規模に応じた、顧客、仕入先の信用リスク、プロジェクトリスク、法的リスクなどを十分に検討の上、介在可否を取引主体として判断すべきでしたが、そのようなリスク評価ができておりませんでした。以上のことから、その認識や対応に不備があったという点において、本発電案件及び本請負工事とともに、当社管理体制では対応の難しい、金額・工事規模ともに過大な取引であったと考えられます。

(4) 過年度決算訂正後に発覚した不適正開示に関する経緯

① 不適正開示に至った経緯及び内容

当社は過年度決算訂正後の2024年6月18日に「2024年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）」を開示しました。また、2024年7月1日に2024年3月期の有価証券報告書及び内部統制報告書を提出するとともに、「（訂正・数値データ訂正）『2024年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）』の一部訂正について」を開示することで決算短信の一部訂正（以下「本件一部決算訂正」といいます。）を行いました。

内部統制報告書については開示すべき重要な不備があるにも関わらず、2024年7月1日において適時開示を行っておりませんでした（以下「本件開示遅延」といいます。）。また、本件一部決算訂正については一定以上の利益の訂正率を含んだものであり、当初開示した決算短信は不適正開示に該当するものです。それぞれの不適正開示に関する経緯及び内容については以下の通りとなります。

a. 本件開示遅延について

当社は2024年7月1日付で有価証券報告書とともに、内部統制報告書を開示しておりますが、内部統制報告書については、開示すべき重要な不備があるものとしていたにも関わらず、同日に適時開示を行うことを失念しておりました。

2024年7月3日に東京証券取引所上場部よりその旨指摘頂き、即日「財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ」を開示する結果となりました。

b. 本件一部決算訂正について

決算短信発表後、有価証券報告書の作成過程において、監査法人から以下の指摘を受けました。

- ・2024年3月期より新規に連結子会社となったタイ国子会社との連結精算仕訳において、貸倒引当金消去仕訳に金額誤り（143百万円の消去額過大）が生じている。
- ・当社が有する返済期限1年以内の長期貸付金について、短期貸付金とすべきところ長期貸付金として

計上（28百万円）されている。

- ・タイ国子会社で計上した貸倒引当金について、長期区分で計上すべきところ短期区分で計上（128百万円）している。
- ・当社が保有する太陽光に関するリース資産について、太陽光発電資産として計上すべきところリース資産として計上（299百万円）している。

上記財務諸表に関する指摘に関し、当社において連結精算仕訳の精査を行ったところ、いずれも誤りであることが判明しました。

上記確認等を踏まえ、2024年7月1日の2024年3月期有価証券報告書提出と同時に、2024年3月期決算短信の訂正を行ないました。

(単位：百万円)

期間	項目	訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B-A)	増減率
第114期 2024年3月期 通期	売上高	65,029	65,029	—	—
	営業利益	△ 4,396	△ 4,540	△ 143	3.3%
	経常利益	△ 3,945	△ 4,088	△ 143	3.6%
	親会社株主に帰属する 当期純利益	△ 1,441	△ 1,584	△ 143	9.9%
	純資産	20,020	19,877	△ 143	△ 0.7%
	総資産	80,939	80,795	△ 143	△ 0.2%

2. 改善措置

(1) 不適正開示の発生原因

① リスク検証が十分になされなかった背景事情

本発電案件及び本請負工事（以下、合わせて「本件」といいます。）においては、後述の2.（1）②b.に記載の通り、リスク検証が十分になされておりませんでした。その背景事情には、以下に記載する特殊性があると考えています。

a. 既に合意された取引に介在したこと

本発電案件は、それまで仲介形式で行っていた取引を当社が当事者となって売買を行う取引形態へと移行して取り組んだ初期の案件であり、基本的な取引スキームは顧客と仕入先との間で既に概ね合意されているものでした。

また、本請負工事も、同様に顧客と仕入先との間で取引スキームについては既に概ね合意されているものでした。

後述2.（1）②b.に記載の通り、本件については取引に介在する過程で、十分なリスク検証はできていなかったと認識しております。その背景には、本件が既に顧客と仕入先との間で合意された取引へ介在したものであったという特殊性から、案件に内包されるリスクや取引条件に関する精緻な検討が難しい上、事後的に介在した当社からの要求に応じて取引条件を変更するハードルも高いという状況にある中で、安易に、先行する取引当事者やこれまでの取引実績等に依拠してしまった点があったものと考えています。

b. 取引リスクが過小評価となっていた（規模に応じた取引リスクの見直しを行っていなかった）こと

本件は、金額・工事規模とともに、当社において取扱いの少ない、非常に規模の大きな案件でした。特に本請負工事については、2012年から2020年まで工事を行った平均発電容量の50倍以上の発電容量の太陽光発電所の建設工事であり、これまで取り扱った中で最大規模でした。当社は同様の顧客・仕入先の実績として比較的規模の小さい案件を繰り返し取り扱い、徐々に大きな案件を取り扱うようになりました。

このように規模が変化すると、顧客、仕入先の信用リスク、プロジェクトリスク、法的リスクなどのリスク評価を今まで以上により慎重に実施すべきところ、過去の実績案件についてはトラブル無く完了していたため、本件についても最終的には問題なく完了できるという認識で、取引に関するリスクについて規模に応じた見直しを行っておらず、例えば本請負工事では、一次下請の信用リスクについて工事規模の拡大に応じた見直しを行わないなど、結果的に取引に関するリスクを過小評価した面があったものと考えています。

c. 当社が十分な知見を有しないビジネスであったこと

本発電案件は、従前では仲介という形で手数料収入を得る取引形態であったところ、当社が当事者となって売買を行う取引形態へと移行して間もなく取り組んだ案件であり、このような新しい取引形態に内包されるリスクについて十分な知見を有しておりませんでした。そのため、例えば、仕入先の信用リスク（地位譲渡契約解除時の仕入先のID代金返還能力）について、連帯保証人兼担保設定者の代金返還余力までは分析できていませんでした。

また、当社は、建設工事（機械・機器設備据付工事やプラント設備工事、発電設備、建築工事）については多数の請負実績があり、こうした建設工事に付随する基礎工事についても請負実績があつたものの、本請負工事のような造成工事（山を切り拓き、切土や盛土を行い土地の形状を変えるような土木工事）の実績は乏しいものであり、過去の太陽光発電所建設請負工事は、ゴルフ場跡地など、開発済みの土地に対する建設工事が中心であり本請負工事と同様の造成工事は不要のものでした。そのため、本請負工事のよ

うな造成工事において求められる地盤調査の重要性や、近隣住民への事前工事説明の実施や同意取得、天候が工事進捗に与える影響、使用する重機の配置等については、当社として十分な知見を有しておらず、こうした要因を踏まえた見積りの精査を行う体制・能力を欠いたことで、適切なリスク評価ができていませんでした。

② 今回損失が発生した案件についての内部統制不備の認識

a. 統制環境の不備

当初調査において対象となった長期未収入金に対する貸倒引当金の見積りについては、当社としても慎重に検討を進めていたとの認識でしたが、仕入先に対して生じた金銭債権であるという点で通常の取引では生じない特殊なことであったことから、より高い感度をもって情報の収集及び分析を行うべきところ、十分に実施できておりませんでした。具体的には、少なくとも、2023年3月頃に当社法務担当者において、一部の担保資産の売却交渉が具体化している事実、担保設定者の資金繰りが厳しく、担保物件の資金化以外長期未収入金の返済が困難であるとする担保設定者の意向を認知した以降において、当該法務担当者や事業部担当者は、このような担保設定者の説明がどの程度信憑性のあるものかを精査するとともに、担保資産が無断で譲渡されていないか、それまでのよう年に年1回の取得だけでなく適宜登記簿謄本を取得してチェックを行うべきでしたが、そのような対応が取締役会において協議された後においても、具体的な対応策の実施、フォローができておりませんでした。また、情報共有を受けた経理部においても、このような状況における未収入金の担保評価額の算定に際しては、1. (3) ①記載の通り担保設定者の破綻や態度の悪化を招きかねない強引な担保処分が難しかったという状況にも鑑み、担保設定者が資金繰りに窮している実態や、担保価値算定の根拠である対象物件収益について最新の状況を踏まえた検討を行うべきであり、さらに、早期に会計監査人にも情報共有のうえ、相談等を行うべきでしたが、そのような対応がとれていませんでした。

以上に加え、当社の受入担保資産に関する情報収集及び担保評価は、以下のような点において不十分なものであったと認識しています。

- ・担保評価は、特段の事情がない限り、2023年1月までは年1回の頻度でしか見直しを行っていなかった。
- ・不動産登記や法人登記は、担保資産の無断売却が判明するまでは、担保取得時ののみ取得し、その後の担保評価時には取得していなかった。
- ・先順位担保の被担保債権額の把握は、担保設定者に対するヒアリングに依拠しており、定期的に、当該先順位担保の被担保債権の主たる債務者の決算書を入手し、ヒアリング結果と比較する等の対応まではしていなかった。
- ・担保として合同会社の持分に質権の設定を受けている状況下であるにもかかわらず、合同会社の決算書を定期的には取得していなかった。
- ・担保評価について、評価の確認主体が経理部なのか、法務部なのか、担当が曖昧であったため、引当にあたっての最新情報へのアップデートが抜け落ちていた。

また、本請負工事で発生した追加費用についても、1. (3) ② a. 記載の状況に鑑み、2023年3月期第2四半期以降においては、事業部担当者は、当該追加費用について工事原価総額に含める形での処理が必要となることを前提として経理部にも情報提供を行うことや、仮に具体的な会計処理の内容まではわからなくても会計上の影響が生じうることを想定して、詳細な事実関係（特に当該追加費用にかかる工事は本体工事に含まれている部分であるとして施工側から主張されており、追加費用の全額回収が不可能となる蓋然性が高いこと）の共有を経理部と行うべきでしたが、そのような対応ができていませんでした。経理部においても、2022年9月には、一次下請業者での追加費用の発生とその金額感、追加費用に関して施工側との間で交渉を続けていることは共有されていたため、事業部担当者に対してより詳細に事実関係を確認するなどして、当該追加費用は本請負工事の契約変更か追加工事のいずれに関するものか、また、

収益認識基準の適用への影響などについて慎重に検討を行うべきでしたが、当該追加費用についてもいざれば本体工事とは別の契約として黒字確保した形で成立するであろうという安易な想定のもと、そのような対応ができていませんでした。

これらは、決算業務に従事する役職員及び本件に関与した役職員において会計リテラシーが不足しており、財務報告に及ぼす影響を十分に検討することができていなかったことに起因するものと考えています。

b. リスクの評価と対応の不備

2. (1) ① a. に記載の通り、本発電案件は、従前、仲介という形で手数料収入を得る取引形態であった ID の権利売買について、当社が当事者となる取引形態へと移行して取り組んだ初期の案件であり、本請負工事案件は、取引形態としては従前から取り組んでいたものの、取引規模が今まで請け負ってきた案件と比較して格段に大きいものでした。

当社では、「取引限度に関する規定」に基づき、個別案件の実施は金額等に応じて経営会議である本部長会(※)、代表取締役社長(以下「社長」といいます。)等の決裁を経て行われております。本件はともに本部長会決裁を経て実施が決定されております。本来、当該決裁過程において営業部門が経理部及び法務部にアドバイスを受けリスク評価を行い、顧客、仕入先の信用リスク、プロジェクトリスク、法的リスク評価などのリスク検証を今まで以上により慎重に実施すべきところでしたがこれが十分になされておらず、本部長会においても、大規模案件で生じるリスクの可能性及びその影響度について、リスク評価が不充分な状態で介在可能と判断し決裁していた点に問題があつたと考えています。

なお、具体的にリスク検討の不備があつたと認識している主な点は以下の通りです。

(i) 本発電案件では、稟議時に、「検収・支払条件は顧客への権利移転確認後のためリスクは無いと判断」との説明がなされており、支払後に売買契約が解除に至る可能性及びそれを踏まえた信用先の信用リスク(地位譲渡契約解除時の仕入先のID代金返還能力)について、十分に検討されていたとはいひ難い状況でした。すなわち、契約解除に至る可能性については、当時本発電案件の設置場所となる自治体が検討中の条例がもたらす影響について検討されておらず、また、信用リスクについては、担保設定者より連帯保証を事前に取得していたものの、担保設定者の代金返還余力までは分析できておりせず、信用リスクが顕在化する蓋然性の評価を十分に行うには至っておりませんでした。

(ii) 本請負工事では、案件採上げ時に、仕入先の信用調査会社のデータは確認しており、本来はその内容を十分に精査の上で仕入先の信用リスク(案件規模・期間に対する仕入先の完工能力、体力等)を適切に考慮して介在可否を判断すべきでしたが、過去の取引実績(本請負工事と比較すると規模は小さいものの、複数の取引が大きな問題もなく終了)などから、本件でも仕入先の信用リスクは問題ないと判断しておりました。また、専門的な知見を有する人員による見積り精査も行っておりませんでした。

(※) 「本部長会」は業務執行機関であり、原則毎週1回開催し、社長が議長を務め、メンバーは本部長(取締役を含む)及び相談役から構成され、オブザーバーとして常勤監査等委員が出席し、重要な経営方針や経営課題について審議しており、業務執行に係わる方針等の決定を行うとともに、取締役会への上程議案について事前に内容等の精査・審議を実施。

c. 情報と伝達の不備

本来、受注案件(原契約)について追加費用が発生する際は、営業部門において仕入工事原価の増額による取引限度変更伺い(稟議にあたっては経理部含めた関係部の審査が必要であり、決裁者は本部長会)の起案が必要であり、経理部への情報伝達の体制としては構築されておりました。

しかし、本請負工事では、追加工事相当分の契約金額の増額について、事業部において会計リテラシーが不足していたこともあり、顧客の応諾を得られなかつたという状況において、原契約の金額自体は変更せずに、原契約での支払条件のみを変更する(前倒しする)との稟議決裁が行われ、結果的に経理部含めた関係部の審査が不要となつておりました。

かかる状況において、経理部においてはこれを追加費用の処理として認識せず、追加費用を本請負工事の前渡金として処理しました。

また、2023年7月に実施された内部監査で当該追加費用に関する指摘がなされた際にも、その時点では、監査室においても当該追加費用の扱いについて別契約と考えていたことから、過年度決算処理の訂正が必要になるとは認識しておらず、経理部や会計監査人に対して単に内部監査報告書を共有するに留まつていました。

常勤監査等委員は、監査室の内部監査報告書により追加費用発生の可能性は認識していましたが、金額交渉中の段階であったため、追加費用額の決定時に処理すればよいと考え、特に監査等委員会へ報告していませんでした。

d. 業務プロセスにおける不備（建設請負工事プロセスにおける整備状況及び運用状況の不備）

いわゆる工事進行基準による会計処理を行うにあたり、対象となる工事案件の進捗率を算定する際に考慮すべき発生原価を正確に把握するためには、下請工事業者から入手した進捗表が正確かどうかについて営業部門担当者及び監理技術者が実際の工事の進捗状況を正しく把握した上で営業部門から経理部へ回付すべきところ、事業部担当者や経理部担当者は手続きに沿って進捗表等の資料確認は行っていたものの、現場の実態までは確認しておらず、確認に係る統制も適切に整備されておりませんでした。

また、いわゆる工事進行基準による会計処理を適用するか検討する際、四半期毎に工事進行基準判定報告を用いて適用の要否を経理部で検討しておりましたが、当時の経理部は、追加費用に関し金額についての交渉が難航している点については認識していながら、金額が固まれば当社と施主側及び当社と一次下請業者との間で別途追加工事としての覚書等を締結し、それを踏まえて追加費用部分を含める形で工事進行基準で会計処理を行えばよいものと認識しており、特に会計監査人等に確認を行う必要性まで考えが至りませんでした。このように工事原価総額の見積りの妥当性に係る会計リテラシーが不足していたため誤った判定を行い、統制が適切に運用されておりませんでした。

(2) 再発防止に向けた改善措置（実施済みのものを含む。）

① 再発防止に向けた改善措置実施体制の整備

a. リスク管理の体制整備（2.（1）② a, b, c, d に対応）

【改善報告書に記載した改善策】

従前、当社においてはリスク管理を統括する責任者や部署が不明確でした。今回の再発防止に向けた改善措置実施にあたり企画・管理部門の管掌役員をリスク管理担当役員とする選任を2024年6月末までに行います。全社的な財政状況及び経営に影響を与えるリスク状況について発生時、及び発生後も解消まで定時取締役会において報告するとともに、新設するリスク評価会議（リスク評価会議については、2.（2）② b. 及び2.（2）④ a. にて詳述）の事務局を経理部とする、リスク管理の体制整備を2024年7月末までに行います。

リスク管理担当役員を企画・管理部門の管掌役員とする理由は、当社においてリスク面で牽制する立場の部門である経理・企画・法務の管掌役員であり、かつ収益責任を負っていないためです。

なお、全体的な改善措置の進捗状況は、改善措置の実施部門（総務人事部及び経理部）が作成した工程表に基づき、監査室が毎月取り纏め、評価を行い、取締役会及び監査等委員会に報告を行います。進捗や実施内容に問題が生じる恐れがある場合は、取締役会において対応策を協議します。

なお、2025年3月期の内部監査計画については作成済みですが、2024年7月に就任予定の会計監査人と協議の上、本改善報告書記載事項を反映し2024年8月末までに改訂を行います。

【実施・運用状況】

従前、リスク管理を統括する責任者や部署が不明確であった点を是正すべく、6月25日に開催された本部長会及び取締役会にて企画・管理部門の管掌役員をリスク管理担当役員とする件、及びリスク評価会議を新設する件を上程し、審議の結果承認されました。これを受け、リスク管理担当役員の設置及びリスク評価会議の新設について即日社内報知しており、リスク管理の体制整備を完了しております。

リスク管理担当役員につきましては、6月25日の本部長会、取締役会にて同じく承認され、新設されたリスク評価会議の統括責任者として、リスク評価会議の状況報告を8月26日、9月30日、10月28日、11月25日に開催された本部長会及び取締役会にて行っております。

全体的な改善状況の進捗状況については、監査室が毎月取り纏めを行っております。具体的には監査室、経理部、総務人事部で各々進捗状況を管理しており、監査室が2部門の進捗データを集約の上、漏れ・遅れ等不備が無いかチェックし、進捗状況を評価する体制を構築しております。また、改善状況の進捗状況については、月末の本部長会及び監査等委員会メンバーも出席する取締役会にて監査室長が報告を行っております。なお、現時点で、実施状況等に大きな遅延等は生じているものはありませんが、引き続き進捗状況フォローの上、改善策が確実に遂行されていくように取り組んでまいります。

6月26日の定時株主総会にて議決され、新たな会計監査人となった東光監査法人とは7月より定期的に内部監査計画について審議を重ね、8月16日に本改善報告書記載事項を反映した監査計画書について社長承認を取得しております。

b. 現在の経理部の体制及び役割強化、外部専門家の活用（2.（1）② b に対応）

【改善報告書に記載した改善策】

現在の経理部は金融機関対応を行う財務課5名、決算・税務・会計士監査対応を行う主計課4名、営業取引に関する会計面での対応を行う営業会計課9名、取引に関する稟議書類の受付審査を行う審査課3名の4課制21名の体制となっています。

上記（2）① a. のリスク評価会議の事務局及び案件スクリーニング実行部門の担当としては経理部審査課、モニタリング実行部門としては経理部営業会計課が担当しますが、改善措置実施の余力を創出すべく、それぞれ2024年7月より採用活動に着手し、2024年9月までに、中途採用による各1名の人

員増強を検討しています。また、税務・会計における助言を受けるため、新たに税理士と2024年2月から契約を行っており、適時適切に経理面での助言を受けられる体制を整えております。

【実施・運用状況】

経理部審査課においては、10月1日付人事異動により営業部門より1名増強しました。増強した人員については、入社以来、国内外問わず多岐に渡る取引を経験しており、様々な契約条件に精通しております。また、7月より採用活動を行っている中途採用者につきましては、計2名の採用を決定しております（経理部審査課担当者は11月1日付で採用済であり、経理部営業会計課担当者は2025年1月1日付での採用予定）。また、経理部主計課におきましても、下記「(3) ② b. (iii) 人的リソースの確保」に記載の通り中途採用により2025年2月1日付で1名増員を予定しています。これらにより、経理部全体としては、以前の21名から4名増加の25名体制となります。

なお、2024年2月に新たに契約した税理士とは、現在契約継続中であり、今後も継続する予定です。

② 当社が十分な知見を有しないビジネスに取り組む際のリスク評価と対応の強化

a. 取り組むべきでない案件の明確化（2. (1) ② a, b, c に対応）

【改善報告書に記載した改善策】

今回損失が発生した経緯を踏まえ、現時点では、今後金額に関わらず、以下に該当する案件は取り組まないことを検討しております、最終的には、6月下旬開催予定の取締役会の決議を経て、決定致します（ただし、すでに進行中の案件については、リスク評価会議のモニタリング対象とした上で、2026年9月予定の完了時まで継続致します。）。取り組むべきでない案件の明確化については2024年5月より検討着手し、本部長会においてリスク管理担当役員に就任予定の役員が趣旨背景等を説明周知し、2024年6月下旬の取締役会において審議・決議した上で、社内規定である「商品取引規定」に反映させ、社長名で社内報知の上、2. (2) ③ d. にて後述する講習会においても改めて説明致します。

- ・太陽光発電案件のID権利のような客観的なマーケット価格がない無形資産の売買取引。
- ・既に当事者間で概ね合意されている取引に事後的に介在し、当社が元請けとして十分な管理体制が構築できない取引若しくは取引条件について交渉ができない取引。
- ・造成工事の金額が、発注予定先の見積金額のうち諸経費を除いた金額の50%以上を占める案件（なお、「50%」という基準は、本請負工事の価格構成を踏まえて設定したものです。）。

【実施・運用状況】

今回一連の太陽光発電取引により損失が発生した経緯を踏まえ、6月25日に開催された本部長会及び取締役会にて、「取り組むべきではない取引の明確化」として上記改善策記載の案件については新規に取り組まないことを上程し、審議の結果、承認されました。これを受け、これらの案件は、当社が知見を有しない案件として取引不可とする旨、商品取引規定に織り込みました。

翌6月26日、社長名にて、社内規定の整備及びその背景について、全社員に通達しました。

今回、新たに取り組むべきでない取引を明確化したこと、従業員間にも闇雲に案件を引き受けるべきではなく、リスクを検討した上で受諾可否を判断すべきとの意識が徐々に浸透していると評価しております。

また、経理部主催の講習会においては、今回発生した事象の経緯を説明した上で、本部長会及び取締役会における振り返りにて討議された原因と対策の説明を行いました。本講習会では今回の事象における各問題点に対し、何故発生したのか、発生要因に対する対策・検討内容の詳細説明をしており、それにより今回、商品取引規定の中で取り組むべきでない取引を明確化した理由について、理解を深めることができたと評価しております。

現時点では進行中の案件を除き、取引不可に該当する案件は出て来おりません。既に進行中であった案件については、リスク評価会議対象としており、継続してモニタリングを実施しております。

b. リスク評価会議の新設（2.（1）② a, b, c に対応）

【改善報告書に記載した改善策】

2024年5月から整備検討に着手し、2024年8月より、多様化したビジネスモデルや案件を、事前にスクリーニングする組織としてリスク評価会議を組成し、その検討結果を本部長会に上申します。

リスク評価会議では、全ての大口取引（1案件10億円以上（子会社は3億円以上））を対象として、新規案件採り上げ時においてその取引の留意点審議を行うとともに、採り上げ後の案件モニタリングを実施します。

営業部門は上記に該当する案件を進める場合、まずリスク評価会議に諮ります。リスク評価会議の責任者は、リスク管理担当役員とし、リスク管理担当役員により十分審議されたという判断がなされた段階で、本部長会への付議を受け付けるルールとします。

リスク評価会議の構成員は、案件（新規及びモニタリング対象）を担当する営業部門のほか、企画・管理部門である経理部、法務部、企画部の部課長とし、原則1回/月開催します。営業部門は自部門で作成した案件の内容及びリスク検討についての資料を説明し、経理部は与信・会計・税務のリスク、法務部は取引形態・契約に係るリスク、企画部は当社の事業戦略に照らした案件の採り上げ意義、また類似案件での経験豊富な社内人材はプロジェクトリスクの観点から、営業部門が作成したリスク検討資料の十分性について審議を行います。リスク評価会議の審議において外部専門家の意見が必要と判断された場合、次回のリスク評価会議までに契約先の会計士・税理士・弁護士のほか、当該案件に対し知見あるコンサルタントよりアドバイスを頂きます。リスク評価会議が実施されることにより、従前は、営業部門が洗い出したリスクを各部の担当者が個別に確認していた（洗い出されたリスクそのものの十分性は確認していなかった）ものを、今後は、営業部門が行ったリスクの洗い出しそのものが十分であるのかとの観点も含め、リスク評価会議において各部メンバーによって審議されることになります。

リスク評価会議での審議内容及び外部専門家の意見（もしあれば）を議事録として文書化しリスク検証とその対応策を見える化した上で、対象案件を本部長会へ付議する際に添付する事をルール化致します。

新規にリスク評価会議に関する社内規定を整備することで、リスク評価会議を正式な会議体の位置付けとし、社内規定を2024年6月末までに整備した上で、社内掲示板にて社内に通達します。

【実施・運用状況】

6月25日に開催された本部長会及び取締役会にて、【改善報告書に記載した改善策】に沿った内容で「リスク評価会議の新設及びリスク評価会議を新設するにあたっての根拠・運用方針を定めた要綱の新設（リスク評価会議設置要領）」を上程し、審議の結果承認されました。承認された整備内容は社内掲示板にて社内に通達しています。

本会議は8月より運用を開始し、新規案件におけるリスク評価会議は8月19日、9月13日及び11月18日、継続案件のリスク評価会議（モニタリング）は8月19日、9月17日、10月15日、11月11日及び12月9日に開催しています。8月19日のリスク評価会議（新規案件及びモニタリング）では、対象案件29件（新規案件1件、売約金額10億円以上の仕切取引、子会社の場合は3億円以上（共に税込）の仕切取引に該当する継続案件27件、取り組むべきでない継続案件1件）について各々審議を行いました。審議の結果、モニタリング対象外となった案件以外については、9月17日、10月15日、11月11日及び12月9日のリスク評価会議（モニタリング）において、審議事項となったリスクの状況・対応に関し各部門から報告を行うとともに、対応の進捗状況を確認しております。なお、現時点において外部専門家の意見が必要と判断され、確認を実施した案件はございません。また、9月13日のリスク評価会議にて、新規案件について新たに1件審議しておりますが、評価会議における指摘を踏まえた結果、案件を取り止めております。

リスク評価会議（モニタリング）の結果は、月末の本部長会及び取締役会でリスク管理担当役員が報告することとなっており、8月26日、9月30日、10月28日、11月25日の本部長会及び取締役会にて報告を行っております。

c. 本部長会、取締役会における議論の活性化（2. (1) ② a, b, c に対応）

【改善報告書に記載した改善策】

経営レベルでの議論を深化させるために、まず執行側である本部長会での議論を活性化させます。

従来、個別案件の決裁は本部長会において行っていますが、議案数が多くかつリスクに関する十分な情報提供ができていなかったため、必要十分な議論ができていませんでした。

リスク関連情報に関しては、今後、上記2. (2) ② b. のリスク評価会議を通じて見える化することで本部長会での議論を深化させます。

2. (2) ① a. に記載の通り、今回、新たにリスク管理担当役員（本部長会メンバー）を明確化することにより、本部長会においてリスクに関する深度ある議論が可能になると想定しています。加えて、本部長会への付議案件をリスクが高い案件、真に検討が必要なもの、議論が必要なものに絞り込み、議論に充てる時間に裕度を持たせるため、裁量限度の見直し等により低リスク案件の権限移譲を進めてまいります。これらも 2024 年 5 月より検討を開始し、2024 年 7 月末までに社内規定を整備し制度化致します。

具体的には、社内規定の「取引限度に関する規定施行細則」を改訂し、新規案件採り上げ時の社長、本部長による決裁限度額の引上げを行うとともに、案件採り上げ後の条件変更についても、本部長、本店部長、支店長の決裁限度額引上げを行います。

また、従前、取締役会では議案の確定が開催日の直前となることが多く、議案に係る討議資料の提出期限も定められていなかったため、議案の早期連絡ができていなかったことから、取締役会において深度ある議論ができていませんでした。

今後は取締役会議論の活性化を行うため、取締役会開催の 1 週間前までに、取締役会事務局である総務人事部が取締役に議案及び討議資料を送付することとします。

その他、取締役会では書面による決議も行ってまいりましたが、議論活性化の観点から、Web による出席も考慮しつつ、開催スケジュールに鑑み可能な限り臨時取締役会で対応することとし、その場合の臨時取締役会議案及び討議資料は、開催の 1 週間前を目途に送付します。この運用は 2024 年 7 月より開始致します。

なお、本件に関しては外部調査委員会の調査報告書の提言を踏まえて、2024 年 5 月より準備を開始し、2024 年 7 月の本部長会及び取締役会において、振り返りを実施します。

- (i) 想定外に発生した事象に関して、なぜ事前に防げなかつたのか、又は、なぜより早期に発見できなかつたのかについて、改めてその発生の原因の検討
- (ii) 想定外の事象が発生した後において、当社として講じておくべき、より適切な対応策があつたのではないかという観点から、改めて問題点の検討
- (iii) 振り返り内容を踏まえた本改善報告書に記載の改善措置について十分性の確認（不十分であった場合、改善措置の更新）

振り返りの結果については、監査等委員会においてもその妥当性について確認を行います。その上で、外部専門家（弁護士）に対しても妥当性が十分かどうか確認を行います。

【実施・運用状況】

○本部長会におけるリスクに関する深度ある議論について

(2). ① a. に記載の通り、2024 年 6 月 25 日、新たに企画・管理管掌の役員をリスク管理担当役員に選任しました。また、裁量限度の見直し等により低リスク案件の権限移譲を進めるべく、7 月 29 日開催の本部長会にて「取引限度に関する規定施行細則」の改訂を上程し、承認され、8 月 1 日より適用されています。なお、本部長会での審議時間について、細則改訂前後で比較すると、改訂後の方が 1 割程度審議時間が増加しております。

○本部長会及び取締役会における資料早期送付について

6 月 26 日、「再発防止策に関するお知らせ」の表題で、本部長会への上程議案の早期提出を実施する旨、具体的には、議案の提出期限を原則、本部長会開催の前々週の水曜日とすることを、全社員に通達しました。本対策は、7 月より実行に移しており、問題なく遂行できています。また、取締役会

については、1週間前の資料送付を目処としておりますが、こちらも期限通り遂行できています。

これにより、本部長会・取締役会双方において、従前は開催日直前に上程され審議時間も足りないまま承認されていた案件は無くなり、且つ資料を早期配布することにより事前確認する時間が増えたことで、リスクに対する議論を深める効果は上がったものと捉えております。

○本部長会・取締役会における振り返りについて

本件については、【改善報告書に記載した改善策】に記載した（i）から（iii）の観点に基づき、今後二度と同じ事象を発生させない為に、本部長会による振り返りを7月22日及び7月29日、取締役会による振り返りを7月29日に実施しました。

本部長会による振り返り出席メンバーは、社長、取締役執行役員営業第一本部長・取締役執行役員営業第二本部長・常務執行役員営業第三本部長・上席執行役員営業第四本部長、取締役執行役員企画本部長、執行役員管理本部長、取締役常勤監査等委員となっており、また、取締役会による振り返り出席メンバーは社長、取締役執行役員企画本部長、取締役執行役員営業第一本部長、取締役執行役員営業第二本部長、取締役常勤監査等委員、社外取締役3名（うち2名は監査等委員）、議事進行役として執行役員管理本部長となっております。

主な議論の内容について、（i）、（ii）に関しては、十分な知見を持ち合わせずに高額案件を取り進めてしまったこと、過去に本請負工事案件と同様の顧客・仕入先による「類似」の太陽光発電所建設請負工事施工で成功した経験から、「類似」の案件を同様のものと考えて検証が十分されていなかったこと、資産・担保管理における知識及び教育不足、会社規模を超えた大規模工事の受注・管理不足、不適切会計処理が会社に与えるインパクトに対する意識の欠如、等の意見が出されるなど、改めて当時の当社において、何が欠けていたのか、本来どうすべきであったのかなどについて様々な意見が出されました。また、（iii）の観点については、策定した改善策の継続実施や定期的なフォローアップが重要である等の指摘がなされました。改善策そのものに不備があるとの指摘は特になく、振り返りは終了しております。

なお、今回の振り返りの妥当性については、議事録及び使用した配布資料送付の上、外部専門家（弁護士2名）及び監査等委員会（社内取締役1名、社外取締役2名）にも確認をいただいております。

監査等委員会からは、8月6日に開催した臨時監査等委員会にて討議の結果、妥当性ある振り返りであった旨、回答いただいております。

また、外部専門家からは8月13日付書面にて「真摯且つ十分な議論が実施されており、改善措置の十分性の確認を含め、振り返りとして妥当なものである」旨回答いただいております。

以上より本振り返りは十分に妥当性あるものであったと評価しております。

③ 会計リテラシーを向上させる施策の実施とその徹底強化

a. 会計リテラシー向上を目的とした研修（2.（1）② a, c, dに対応）

【改善報告書に記載した改善策】

当社が十分な知見を有していないビジネスにおいて、

- （i）未収入金や仕掛品について情報収集や評価が不十分であったこと
- （ii）当社が元請となる工事請負案件について工事原価総額に影響を与える追加費用の適切な伝達

及び検討が不十分であったこと

を踏まえ、会計リテラシーを向上させる施策の一環として、総務人事部が主体となり研修を実施致します。研修の内容も一般的な既製の会計研修ではなく、公認会計士による、本件調査に係る以下の内容を盛り込んだ研修内容にて行う予定とします。

- ・どのような案件（事象）の場合に経理関係リスクが生じるのか

- ・特に想定外の事象が発生した際に注意すべきポイント
- ・貸倒引当金の見積、担保評価と回収可能性
- ・決算の重要性

研修対象者は、全営業部門の役職員、管理・企画本部の役職員、監査室及び常勤監査等委員とします。経理部・監査室・常勤監査等委員に対する研修内容は営業部門と比べより専門的な内容とする予定です。研修方法はWEB 視聴とし、1回1時間程度のものを3パート（合計3時間程度）対象者が受講することとし、対象者全員が受講することを必須とします。受講状況は総務人事部にて確認を行い、研修がより実効性があるものにするために、研修後に各部署単位で研修内容と自身の実務を照らし合わせた意見交換（ディスカッション）を行い、そのディスカッションレポートを各部署から総務人事部に提出するものとします。

実施時期及び研修内容詳細については、講師と当社オリジナルの会計リテラシーに的を絞った研修教材を作成中ではありますが、2024年5月より検討に着手し、2024年7月末までにはWEB 視聴開始し、8月末に完了します。

なお、全役職員の会計リテラシー向上に資する知識の定着を図るため、同様の研修を1年後の2025年7月に実施し、以後についても会計に係る知識向上を目的とした研修を、毎年実施していく予定です。

【実施・運用状況】

7月22日、全社員に対し会計リテラシー向上を目的とした研修を行う旨通達し、以下要領にて研修を実施しました。

- ・対象：全営業部門の役職員、管理・企画本部の役職員、監査室及び常勤監査等委員
- ・研修内容：事前録画した動画を各自3本（1本あたり約1時間）WEB 視聴の上、部門ごとにディスカッションを行い、レポートを総務人事部宛に提出することとしています。

なお、動画については一般的な既製品による会計研修ではなく、外部機関に委託し、MBAを取得した公認会計士監修の元、今回の事象に照合させた当社に内在しているリスクに特化した動画となっております。

内容としては、会社決算の重要性、不適切な会計表示、虚偽表示とは、重要な虚偽表示の原因となる事項、経理関係リスクが生じる要因、イレギュラー（非定型）案件の際に注意すべきポイント、内部統制の重要性、営業部門と経理部門連携の重要性となっており、経理部門・監査室・常勤監査等委員については、営業部門と比較し、より専門性の高い内容のものとしています。

- ・ディスカッション内容：<営業部門、法務部、企画部、情報システム室、総務人事部>
 - ① 所属部門に内在していると思われる会計リスクについて
 - ② 所属部門に内在していると思われる内部統制リスクについて
 - ③ 所属部門と経理部門の連携の必要性について
 <経理部、監査室、常勤監査等委員>
 - ① リスク低減させる為の対応
 - ② イレギュラー案件を取り扱うにあたっての注意点
 - ③ 営業部門との情報共有・連携の必要性

- ・研修期間：7月下旬～8月末

受講状況については、レポート提出期限となる8月31日迄に全部門終了しなかったものの、9月4日には全対象部門からレポートが提出されていることを総務人事部で確認し、視聴チェックリストにより全従業員が視聴したことも確認できております。

来年度以降も動画視聴による、会計に関する研修を継続的に行うことで、全社員の会計に対する意識向上・知識習得に努めていく所存です。

b. 役員研修の実施（2. (1) ② b に対応）

【改善報告書に記載した改善策】

取締役は役員として自らが負う、会社やステークホルダーに対する責任を理解するために研修を受講し、よりコーポレートガバナンスを強化してまいります。

役員研修としては2018年2月より総務人事部が主体となり、年に2回、外部講師を招聘し、1時間程度の研修を実施しております。その研修はコーポレートガバナンス・コード原則4-14.に対応した取締役・監査等委員向けのトレーニングとして実施し、執行役員も同研修に参加しております。過去3年間の研修テーマとしては、以下の通りとなっております。

- ・2022年3月28日 会社法と金融商品取引法
- ・2022年4月25日 気候関連の情報開示要請（TCFD対応セミナー）
- ・2023年4月24日 ハラスマント防止対策
- ・2023年5月12日 人的資本をめぐる潮流と企業の対応（情報開示と実践に関する政府検討状況について）
- ・2024年3月25日 コーポレートガバナンス・コードへの対応（CG改革の最近の動向と企業への要請を踏まえて）

今後は、本件が生じたことにも鑑み、コーポレートガバナンスの向上及びリスク管理の徹底を強化するため、特にその様なテーマを取上げてまいります。次回は、外部講師による取締役の義務と責任についての研修を2024年7月に実施します。

【実施・運用状況】

当社は2018年2月より役員が自ら負う会社やステークホルダーに対する責任を理解するため、外部講師を招き、定期的に講習を実施しておりますが、今回は企業価値を守り高める為に取締役として必要な要素を再度認識すべく、「取締役の義務と責任（会社とご自身を守るために）」をテーマとした研修を、7月22日に実施しました。本研修は、全取締役（社外取締役含む）及び全執行役員が受講対象であり、当日出席できなかった役員については、後日、録画した講義を視聴しており、全役員が受講したことを総務人事部にて確認しております。

本研修は、以下の5項目で構成されています。

- ① 取締役のミッションと義務・責任
- ② 法令遵守義務とコンプライアンス
- ③ 忠実義務
- ④ 善管注意義務と経営判断の原則
- ⑤ 義務違反時の責任と留意事項

本研修は、企業における取締役の存在意義、求められる資質を改めて認識する為に有意義なものであり、今後も引き続き役員研修を定期的に実施することで、健全経営に邁進し企業価値を守り高めていくよう取り組んでまいります。

c. リスクマネジメント研修（2.（1）② bに対応）

【改善報告書に記載した改善策】

マネジメントレベルのリスク認識の強化を図る目的で、業務執行取締役及び執行役員、管理職を対象としたリスクマネジメント研修を総務人事部が主体となり実施します。

リスクマネジメント研修は、以下の内容にて行う予定としています。

- ・リスクマネジメントとは何かその全体像を理解する。
- ・リスクの洗い出しから優先順位の付け方を理解する。
- ・優先順位の高いリスクについて想定されるシナリオ作りから目標設定、実行までの流れを理解する。

研修方法はeラーニングとし、受講時間は1時間程度で、対象者全員が受講することを必須とします。受講状況は総務人事部にて確認を行い、研修がより実効性があるものにするために、研修後に受講

者が研修を振り返り、自社における体制や取組みへの改善点を洗い出し、ワークシートに記載し、そのワークシートを各部署から総務人事部に提出するものとします。

実施時期は、上記 a. 「会計リテラシー向上を目的とした研修」終了後に行うこととし、2024年8月実施予定とします。

なお、マネジメントレベルのリスク認識強化について定着を図るため、同様の研修を1年後の2025年8月に実施し、以後についてもリスクマネジメントに関する研修を、毎年実施していきます。

【実施・運用状況】

7月22日、全社員にリスクマネジメント研修を行う旨通達し、以下要領にて研修を実施しました。

- ・対象：取締役執行役員（業務執行取締役）、執行役員及び管理職

- ・研修内容：外部機関による動画サービス「リスクマネジメント～トラブルを未然に防ぐ為の備え・仕組み作り」を視聴し、指定のワークを行った上で、各部門で各自作成したワークを元にディスカッションを行い、個人で作成したワーク及び部門で集約したワークを提出することとしています。

※視聴内容：リスクの予測と評価

リスクの未然防止策・顕在時の対応策と策定

リスク対策の実践と見直し

ワーク内容：リスクの洗いだし～ヒヤリハットからの洗い出し

リスクの洗い出し～多面的な視点からの洗い出し

リスクを評価する

リスクの対策を立てる

- ・研修期間：7月下旬～8月末

受講状況については、ワーク提出期限となる8月31日迄に全部門終了しなかったものの、9月6日に全対象者からワークが提出されていることを総務人事部で確認しております。

今後、マネジメントレベルのリスク認識強化について定着を図るため、同様の研修を1年後の2025年8月に実施し、以後についてもリスクマネジメントに関する研修を、毎年実施していく予定です。今回は対象者を取締役執行役員（業務執行取締役）、執行役員及び管理職としておりますが、将来的には非管理職も対象とすることにより全社員の意識向上を目指すべく検討してまいります。

d. 会計に影響を及ぼす情報の取扱等に関する講習会（2.（1）② a, b, c に対応）

【改善報告書に記載した改善策】

営業部門から経理部へ適時・適切な情報提供が行われていなかったことを踏まえ、経理部から営業部門の役職員に対し社内講習会を2024年5月より検討に着手し、2024年9月までに実施します。

講習会の実施方法は、録画によるWEB視聴とし、営業部門の全役職員が受講することとし、受講状況は経理部にて確認を行います。

来年以降も、本講習会については、上記2.（2）③ a. 記載の会計リテラシー向上を目的とした研修と合わせて継続して実施します。

なお、本講習会にて2.（2）②c. に記載の本部長会・取締役会にて総括された想定外に発生した事象の経緯と今後の対応策を合わせて周知します。また、今後留意すべき事象が発生した場合においても、本部長会・取締役会にて総括された内容・経緯について適宜講習会等で周知します。

【実施・運用状況】

以下要領にて研修を実施しました。

- ・対象者：営業部門の役職員

- ・期間：今回案内分 2024年9月30日（月）～2024年10月31日（木）

- ・今回案内教材（2件）①は資料確認、②は動画視聴を実施のこと

① 業務における留意点

② 「想定外に発生した事象」経緯と今後の対応策

受講状況については、受講対象者全員が期限となる 10 月 31 日迄に受講完了出来たことを経理部長が確認しております。

本講習については、今後も引き続き開催し、営業部門役職員の意識向上に努めていく所存です。

上記 a～d の受講状況については、完了後、総務人事部長から本部長会に報告を上げることとします。

【実施・運用状況】

11 月 25 日の本部長会にて、総務人事部長より全ての研修が完了した旨、報告を上げております。

④ 想定外に発生した事象の検討強化

a. モニタリングの強化と本部長会への報告（2. (1) ② c に対応）

【改善報告書に記載した改善策】

本請負工事について、本来追加費用が発生する際は、営業部門において契約損益の変更に関する社内稟議（稟議にあたっては経理部含めた関係部の審査が必要であり、決裁者は本部長会）の起案が必要であり、情報伝達の体制としては構築されておりましたが、2. (1) ② c. に記載の通り、本請負工事では、これが適切に機能しませんでした。

今後は、リスク評価会議におけるモニタリングにおいて、取引限度伺い（若しくは取引限度変更伺い）で記載したリスクについて、起案した営業部門と経理部だけでなく、法務部、企画部が一同に会し審議することにより、より多角的な視点での検討を行うことで問題点の発見ができるようになると考えています。モニタリングの審議内容を毎月本部長会・取締役会に報告し、そこでも審議の十分性について確認を行います。モニタリングについては、リスク評価会議事務局である経理部によって 2024 年 5 月より制度化検討に着手し、2024 年 8 月より運用を開始します。なお、本請負工事のように前渡金が発生する案件は、以下に記載の通りモニタリング対象案件となるため、今後、2. (1) ② c. に記載の処理と同様の処理（取引限度変更伺いが出されず原契約の変更処理として処理）がなされるリスクはなくなるものと認識しております。

モニタリングの対象案件については、上述 2. (2) b. のリスク評価会議による審議を経て受注に至った案件以外についても、納期若しくは工事完了が受注から 1 年超となる案件及び同一取引先に対して売掛金・買掛金のほか前渡金や貸付金等、複数の種類の債権債務が発生している案件、案件採り上げ以降信用力が悪化したと判断される取引先が関与する案件等、リスク管理担当役員がモニタリングを必要と認める案件は、事後的に発生する状況の変化やリスクの顕在化等想定外に発生した事象を早期に発見できるよう、契約締結後においても、案件終了時までリスク評価会議が継続してモニタリングを行います（案件進捗状況確認及び納期、金額、損益、リスクなどに当初予定から変更になったものは無いかについての精査）。具体的には、経理部審査課が取引限度伺い又は取引限度変更伺いを受け付けた段階で、上記条件に合致する案件があれば経理部長に報告し、リスク管理担当役員との協議を経て、モニタリング対象とするか否か決定致します。モニタリング対象案件選定の妥当性は監査室が確認します。

2. (2) b. で記載の通り、モニタリングを含めたリスク評価会議（営業部門及び企画・管理部門の部課長）で審議した内容は、リスク管理担当役員が月次で本部長会、取締役会へ報告することと致します。これにより、従来、所管営業本部長レベルであった想定外に発生した事象への対応が、全社として組織的に検討・実施されます。想定外の事象が発生した場合、当該案件を扱う営業本部長がその旨を報告し、本部長会にて方針（対応方針、リソース投入、撤退判断等）を決定し、取締役会に発生事象、決定の内容及び経過の報告を行うことで、属人化を回避しリスクを極小化致します。

監査室はモニタリングの実施状況及び想定外の事象が発生した際の当社としての対応状況についても監査対象とします。

なお、監査室が内部監査においてリスク兆候を感じた場合は、リスク管理担当役員に情報連携を行います。リスク管理担当役員は必要に応じ経理部に対しリスク評価会議で審議するよう指示を行い、当該案件のモニタリングを行います。

また、監査室は、内部監査においてリスク兆候を感じた場合、内部監査報告書のみならず都度常勤監査等委員へ情報連携し、常勤監査等委員は取得した当該内容について監査等委員会での共有を徹底し、適宜社外取締役である監査等委員の助言を得るように致します。常勤監査等委員と社外取締役である監査等委員は、月1回の定例監査等委員会（定例取締役会と同日）若しくは臨時監査等委員会で議案に入れるなどし、情報を共有します。常勤監査等委員が緊急だと判断すればメールやSNSにより即時共有します。

【実施・運用状況】

6月25日に開催された本部長会及び取締役会にて、新設するリスク評価会議では、新規案件の審議及び継続案件のモニタリングを実施する旨、上程し、審議の結果、承認されました。

モニタリング対象案件は、リスク評価会議設置要領において、以下の通り規定しています。

- ・ 売約金額が10億円以上の仕切取引、子会社の場合は3億円以上（ともに税込）の仕切取引とする
※仕切取引とは、当社独自の採算に基づき顧客（販売先）及び仕入先との価格、決済条件を取り決める取引であり、取引から生じる資金負担及び相手先の信用状況についてのリスクを当社が負う取引を指します。
- ・ 仕切取引で納期若しくは工事完了が受注から1年超となる案件
- ・ 同一取引先に複数の種類の債権債務が発生している案件
- ・ 案件採り上げ以降、信用力が悪化したと判断される取引先が関与する案件について、リスク管理担当役員がモニタリングを必要と認める案件

モニタリングについては、8月より運用を開始し、8月19日、9月17日、10月15日、11月11日、12月9日にリスク評価会議（モニタリング）を開催しました。評価会議においては、売先の財務状況悪化による未回収リスク、納期遅延損害金発生のリスク、納入品品質不良による損害賠償リスク、長期契約における契約遂行に関するリスク等の指摘が出ており、これらリスクについて適切に評価すべく、多角的に継続した討議を重ねてあります。なお、監査室が内部監査でリスク兆候を感じた場合には、リスク管理担当役員及び常勤監査等委員に連携することとなっておりますが、監査室の内部監査により、リスク兆候が感知された案件が1件発生しております。こちらは監査室より先ず経理部に通達の上、リスク管理担当役員と協議の結果、モニタリング対象案件に追加しました。常勤監査等委員に対しては監査室との定例報告会の場において、状況報告しております。

今後も対象案件については、案件が完工（納入）、入出金も完了し、完全に終了するまでモニタリングを継続して行い、定期的に本部長会・取締役会に報告していくことで、属人化の解消、リスクの最小化を図ってまいります。

b. 適切な債権評価のための統制の強化（2.（1）② dに対応）

【改善報告書に記載した改善策】

上記2.（1）②a.記載の通り、当社は、本発電案件においては、担保設定者の説明の信憑性を精査するとともに、担保資産の無断譲渡等、担保資産の価値を毀損する行為が行われていないか、担保資産に関する登記簿謄本や会社の決算書等を取得してチェックを行う等、受入担保資産等の適切な評価のために必要な情報を収集し、適切な頻度で担保評価を行うべきでしたが対応ができておりませんでした。

上記を踏まえ、現時点において、担保資産に関連する登記簿（不動産登記、会社登記）の月次取得、担保評価の実施頻度の増加（年1回から2回への増加）といった対応は既に実施しておりますが、不備を網羅的に解消するには至っていないことから、引き続き調査報告書で指摘された観点も含め、不備内容を改めて精査したうえでの見直しを2024年9月末までに実施します。

また、当社は営業取引における債権保全・回収の観点から担保物件の設定を行うことは稀であり、これまで担保価値評価に関する社内規定は整備していませんでした。今後は、公正な担保価値評価を行えるよ

う、新たに経理部が社内規定として担保価値評価に関する社内規定を整備し、その中で公的な評価情報を入手可能な担保のみについて評価を認めることを定めます。

なお、担保価値評価に関する社内規定のポイントは以下の通りです。

- ・担保の種類は土地のみとする。
- ・担保の評価は客観的な市場価格や鑑定評価に基づく。
- ・担保取得にあたっては、土地の登記事項証明書、その他登記事項が明らかになる書類など必要書類を徴求する。

これに加え、債権先の信用状況が悪化した際の取り扱いを定めた規定として、報告・処理・決裁に関する手続きを定めた「滞債権処理規定」、債権先から決済猶予を求められた際の報告・処理・決裁に関する手続きを定めた「決済猶予等に関する処理規定」は整備されていたものの、貸倒引当金設定・検討の手続きに関しては経理部内の「決算マニュアル」の一項目として「貸倒引当金の計算」（以下※）を定めているのみであり、社内規定として十分な整備がなされておらず、結果として債権先の状況に応じた実効性のある対応ができませんでした。

※「貸倒引当金の計算」（抜粋）

- ・各得意先残高を一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に区分する。
- ・一般債権については、過去3年間の貸倒実績率を算定し、当期末一般債権に対して適用する。
- ・貸倒懸念債権については、原則として、1年超未回収の債権額に対して50%の引当金設定を行うが、実質的破綻の場合は100%引当金設定を行う。
- ・破産更生債権等については、原則として、その債権額（その債権に担保又は保証が付されている場合、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額した債権額）を対象に100%の引当金設定を行う。

については、今後、担保価値評価とあわせ、従来経理部内マニュアルとしていた貸倒引当金設定に関する手続きについても、規定として、いずれも2024年5月に整備検討に着手し、2024年9月末までに整備してまいります。これにより、債権先の状況に応じた、より適時適切な債権評価対応ができるものと考えております。

更に、リスク評価会議において、通常の債権債務に加え、貸付金が発生している案件についても、案件終了時までモニタリングを継続することにより、当該貸付金について債権先の財務状況に応じた貸倒引当計上の検討が可能となります。

【実施・運用状況】

9月30日に開催された本部長会にて、「取引限度に関する規定施行細則」「滞債権処理規定」の改訂を行う旨上申し、審議の結果、承認されました。

「取引限度に関する規定施行細則」の改訂点としては以下の通りです。

- ・評価可能な担保を土地又は銀行預金・金融機関の支払保証に限定する
- ・土地担保の評価額は客観的な市場価格や鑑定評価を基礎とし、その評価額の8割以内の額から先順位担保権者の極度額を控除した金額とする
- ・担保取得にあたっては、土地の登記事項証明書、その他登記事項が明らかになる書類など、担保の実在を確認できる書類を徴求する
- ・担保資産の適切な保全、評価の為、土地の登記事項証明書を毎月取得するとともに担保買評価の見直しを原則年2回行う

また、「滞債権処理規定」の改訂点としては以下の通りです。

- ・従来、経理部内の「決算マニュアル」に定められていた貸倒引当金設定手続きについて、債権先の状況に応じ 適時適切な債権評価を行う為、本規定に「貸倒引当金の設定」を追加
 - ・貸倒引当金設定・検討手続きがより明確となるよう、各手続き・行為主体の明確化
- 以上2点の規定を改訂したことにより、今迄整備されていなかった担保設定を行う際の指針が明確化され、債権先の状況に応じた、より適時適切な債権評価対応が可能になると期待しています。

今後は、本規定に則り、より適切な担保設定、滞債権処理を執り行えるよう取り組んでまいります。

加えて、リスク評価会議において「通常の債権債務に加え、貸付金が発生している案件」として3案件（内、2案件は貸倒引当金計上済）をモニタリングしており、適切に貸倒引当金計上要否の検討を行っています。モニタリングを開始した8月以降、新たに発生した案件はありません。

c. 建設請負工事の進行基準判定報告の整備と運用の強化徹底（2.（1）② dに対応）

【改善報告書に記載した改善策】

・工事進行基準判定報告の信頼性確保

工事案件の進捗率を算定する際に考慮すべき発生原価を正確に把握するための強化策として、請負工事の進捗率が記載された進捗表（以下「工事進行基準進捗管理表」といいます。）の作成過程を2024年7月より、社内規定「工事契約に関する取扱細則」を更新することで明確化します。

従来、2.（1）② d. 記載の通り、事業部担当者や経理部担当者は手続きに沿って進捗表等の資料確認は行っていたものの、現場の実態までは確認しておらず、確認に係る統制も適切に整備されておりませんでした。

今後は定期工程会議（現場によって異なるものの週次から隔週で開催される工事進捗状況や課題、対策などを共有する建設現場での会議）の際に、営業部門が作成した工事進行基準進捗管理表の記載内容について、定期工程会議における報告内容及び現場での進捗状況と一致しているかどうかを定期工程会議の出席者（営業部門担当者、監理技術者、下請工事業者、（出席していれば）顧客）による確認を監理技術者が徹底することとし、確認の結果として出席者は工事進行基準進捗管理表に捺印又はサインを行います。出席者の確認が行われているかどうかについては、営業部門のほか、監理技術者が所属する営業支援室においても確認を実施します。

また、四半期毎に営業部門から経理部へ提出する工事進行基準判定報告に、工事進行基準進捗管理表と定期工程会議の議事録を添付する運用とし、工事進行基準判定報告に添付された工事進行基準進捗管理表や議事録の内容と代金支払（予定）の状況に矛盾が生じている場合など、経理部の確認も必要と認められる場合には実際に工事現場へ確認に行く統制も整備致します。

・工事進行基準判定報告のチェック項目の細分化

建設請負工事プロセスの運用状況の不備についても、2024年6月より、従前より四半期毎に営業部門が作成している工事進行基準判定報告において、いわゆる工事進行基準による会計処理の適用の要否を判定するための確認項目としていた「工事原価総額を信頼性をもって見積ることができるか」について、「追加費用について合理的に見積ることができるか」「当社決算において重要な金額となるか」「下請企業から当社に実際に請求が行われることが確実であるか」「下請企業から当社に実際に請求が行われる可能性が高いか」といった項目へ細分化することで、統制を強化致します。

【実施・運用状況】

○工事進行基準判定報告の信頼性確保について

7月29日に開催された本部長会及び取締役会にて「工事契約に関する取扱細則」の改訂を行う旨、上申し、審議の結果、承認されました。あわせて「工事契約に関する計算要領」についても更新を行っています（当該計算要領の変更は経理部長裁量）。

改訂点は以下の通りとなっております。

・工事契約に関する取扱細則について

1. 定期工程会議の際に、当社が作成した「工事進行基準進捗管理表」の記載内容について、定期工程会議における報告内容及び現場での進捗状況と一致しているかどうか、定期工程会議の出席者による確認を監理技術者が徹底させる。確認の結果として、出席者は「工事進行基準進捗管理表」に捺印又はサインを行う。
2. 定期工程会議出席者の確認が行われているかどうかについて、担当営業部のほか、監理技術者が所属する営業支援室においても確認を実施する。なお、報告された「工事進行基準進捗管理表」において工事進捗に疑義が生じる等、経理部の確認が必要と認められる場合には、経理部が工事現場で直接進捗確認を実施する等により、工事進捗の確からしさを客観的に確認するも

のとする。

・工事契約に関する計算要領について

「工事進行基準判定報告」提出にあたっては、別に定める「工事進行基準進捗管理表」と定期工程会議の議事録を添付する。

規定改訂後は、定期工程会議の場において、監理技術者は報告内容及び進捗状況が一致しているか否か、出席者への確認を徹底しており、営業部門及び営業支援室においても運用状況を逐一確認するようにしております。

四半期毎に営業部門から経理部へ提出する工事進行基準判定報告につきましても、工事進行基準進捗管理表と定期工程会議の議事録を添付しており、齟齬がないか確認をしております。現時点では、経理部関係者が工事現場に出向き、直接進捗状況を確認する場面は出て来れませんが、必要に応じて対応できる体制は整っております。

○工事進行基準判定報告のチェック項目の細分化について

6月30日、経理部長名にて「工事進行基準判定報告書」更新の件の表題で、工事進行基準判定表フォーマットを変更（当該フォーマットの変更は経理部長裁量）したので、該当案件については活用願う旨、全社員に通達しました。

- ・以下5項目を「工事原価総額を信頼性をもって見積ることができるか」のチェック項目として追加
 - ①追加工事について、金額の記載のあるやり取りがある
 - ②追加の工事原価について、合理的に見積ることができる
 - ③追加の工事原価は500万円以上となる
 - ④下請企業から当社に実際に請求が行われることが確実である
 - ⑤下請企業から当社に実際に請求が行われる可能性が高い

規定改訂前と比べ経理部門、営業部門間の情報伝達密度が濃くなつたことで、経理部門から会計処理におけるより適切なアドバイスを送れるようになっております。

引き続き、建設工事における適切な会計処理ができるよう、取り組んでまいります。

d. 適切な人材のアサインと人員の増員他（2.（1）② bに対応）

【改善報告書に記載した改善策】

リスク評価会議で行う検討・審議に際しては検討・審議対象案件を経理部が事前にリスク管理担当役員に報告の上、リスク管理担当役員はアドバイスを求める案件特性に応じた類似案件での経験が豊富な社内人材をアサインします。また、リスク評価会議の検討・審議において外部専門家の意見が必要と判断された場合、次回のリスク評価会議までに契約先の会計士・税理士・弁護士のほか、対象案件に対し知見あるコンサルタントよりアドバイスを頂きます。案件の特性によりリスクが様々であることが想定されるため、当社が利用実績のある複数の外部専門家に対して、迅速に相談や利用ができるよう会員登録を行っております。

また、監査室においては、新たにリスク評価会議の検討実施状況を監査対象とすることに加え、改善措置実施の進捗状況も、監査対象としたため、業務増加に対応すべく2024年10月に専任者1名増員を予定しております（現状、専任者3名体制から4名体制に変更となります）。

想定外に発生した事象への対応強化策として、従前は事象が発生した段階での顧問弁護士活用が主であったところ、今後はモニタリングにおいてリスクが顕在する兆候が認められた段階で、当該案件に対し知見あるコンサルタントを起用します。

【実施・運用状況】

リスク評価会議については、8月より既に運用を開始し、新規案件及びモニタリングの審議を8月19

日、9月13日及び17日、10月15日、11月11日及び18日、12月9日の計7回実施しておりますが、現時点では、案件特性に応じた類似案件での経験豊富な社内人材は、リスク担当役員がその必要性を認めていませんことからアサインしておりません。ただし、必要に応じアサインできる体制は整っております。更に、契約先の弁護士・会計士・税理士以外に、7月11日に金融系コンサルタント会社と新たにリスク評価会議の運営支援に係る機密保持契約を締結しました。

監査室の増員については、10月1日付人事異動により1名増員することとし、3名体制から4名体制としました。新たに増員した人員は、入社以来幅広い分野で営業を担当しており、様々な契約行為を経験し、当社関西支店の営業部長として各種契約書類を管理する立場にあった者です。このような経験豊富な人材を増員することにより、今後の業務増加に対し十分対応可能であると考えております。

(3) 過年度決算訂正後に発覚した不適正開示の発生原因及び再発防止に向けた改善措置

①本件開示遅延に関する発生原因及び改善措置

a. 発生原因

当社において、「内部統制報告書」、「内部統制報告書の訂正報告書」及び「財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ」の作成は監査室が行っております。2022年3月期及び2023年3月期の過年度「内部統制報告書の訂正報告書」は、重要な不備があるものとして2024年4月15日付で作成しておりますが、内部統制の開示すべき重要な不備に関する適時開示についても、正しく同日付で行っていました。その際は、複数年度に亘る決算訂正開示が必要であったことから、事前に内部統制関係開示資料作成部門の監査室と業績関係開示担当部門の経理部が開示対象資料の確認を一覧表にまとめ相互確認を行っており、開示漏れの発生を防いでいました。

しかし、2024年7月1日に提出を行った内部統制報告書は重要な不備がある旨を表明しているものの、訂正報告書ではないということもあり、経理部との相互確認が行われず、また、監査室としては適時開示につながる業務が内部統制報告書に関連したもののみと限定的なこともあります、適時開示に関する認識が薄い状態でした。

当社は2024年10月27日までは、開示担当部門（業績関係は経理部、総務・人事関係は総務人事部、その他は企画部）が各部・室が扱う開示すべき案件を集約・管理し、社長・管理本部長・企画本部長ほか役員とともに重要性を検討した上で開示を行う流れとなっていますが、開示担当部門に監査室が入っておらず、内部統制の不備に関する扱いがどこで開示担当部門に帰属するかも適時開示の業務フロー上明確になっていない状況でした。また、情報取扱責任者が担う役割が明確に定義付けされておらず、適時開示に関する運用フローにおいても（修正前）「適時開示の流れ」の通り、情報取扱責任者が情報開示の最終的な窓口となっているものの、一元的な情報収集の役割や開示漏れに関するダブルチェック機能、開示後の事後確認をどこが担うかといった点については明確になっていませんでした。

このような状況において、今回は、監査室が内部統制報告書の作成作業自体に時間を取られ、経理部は提出期限がある有価証券報告書の作成に注力しており、適時開示書類が限定されていることから部門間での開示漏れを防止する為の相互確認が行われませんでした。また適時開示の必要性については、開示担当部門を所管する本部長が確認する運用になっていましたが、監査室は所管する本部長がいなかったため、ダブルチェックされませんでした。

情報取扱責任者は適時開示が必要との認識はあったものの、適時開示実務は開示担当部門が行っているという認識のもと、情報取扱責任者が開示漏れ確認を行うことは明確化されておらず、確認を実施しなかつたことから開示漏れを防止することができませんでした。同様に開示後の手順も明確化されていなかつたことから、開示後の事後確認も実施しませんでした。

あわせて、全社的な開示情報のキャッチアップ体制や開示漏れのダブルチェック機能、開示後の事後確認といった役割をどこが担うか明確に定義付けられていなかったことが、本件開示遅延を防止できなかつた原因と認識しています。

b. 改善措置（実施済みのものを含む。）

本件開示遅延を踏まえた応急措置として、適時開示に関する認識が薄かった監査室職員全員が東京証券取引所が提供する適時開示に関するセミナーを2024年7月に動画視聴で受講しました。これにより改めて、適時開示の実務や未然防止策について認識しています。

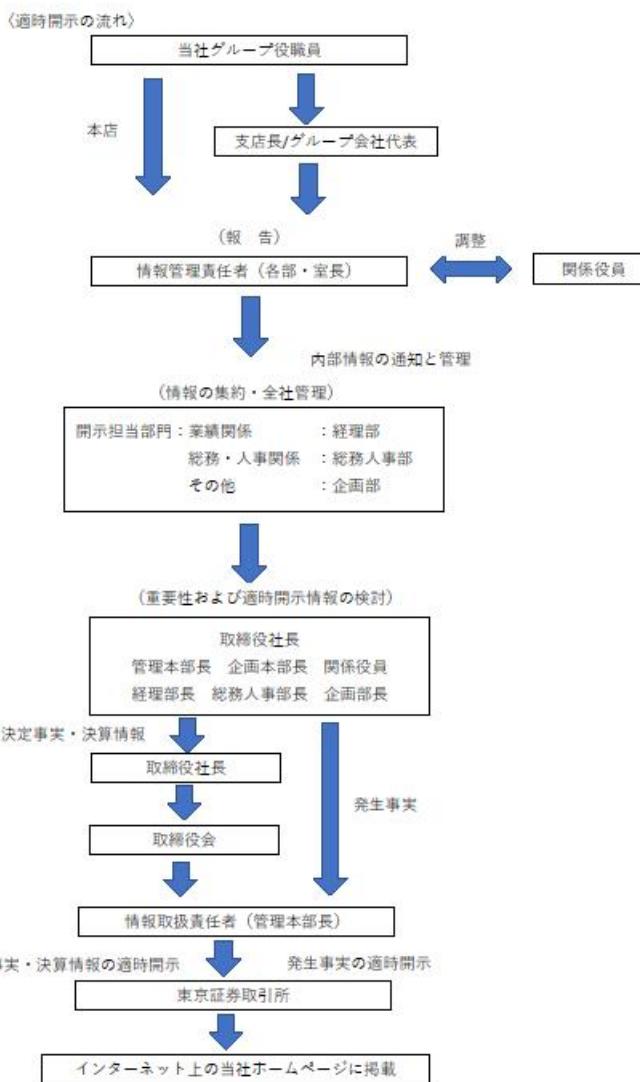
また、10月28日に開示担当部門が扱う開示内容の再整備を行い、監査室が開示担当部門として内部統制に関する開示を行うことをコードポレート・ガバナンス報告書に記載している「適時開示体制の概要」<適時開示の流れ>を更新することで、明確化しました。

全社情報の集約は、上記の通り担当の再整備を行った上で引き続き開示担当部門で行うこととし、そのキャッチアップとあわせ開示漏れのダブルチェックについて、各開示担当部門の所管本部長が行う（本件

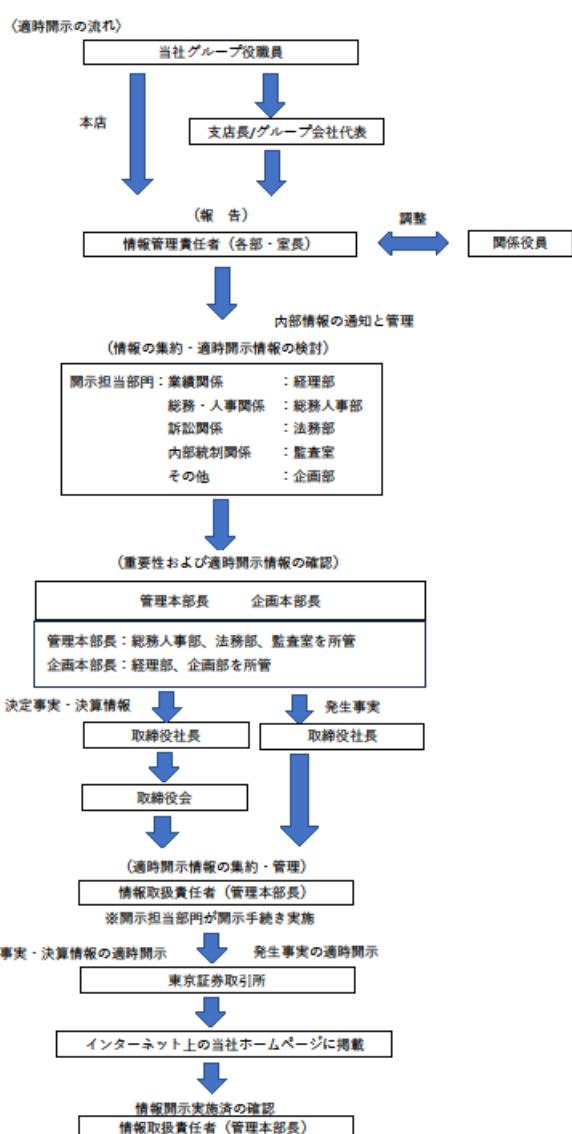
を含め、監査室については管理本部長の所掌とする）ことを明確にします。あわせて、開示担当部門が行った適時開示処理についての事後確認を情報取扱責任者が行うこと、これら適時開示情報の管理は情報取扱責任者が行うことを改めて明確化します。

<適時開示の流れ>の更新内容は、10月28日に更新したコーポレート・ガバナンス報告書の一項目として開示しております。更新後の開示手続きについて社内周知するとともに運用を徹底することで、再発防止致します。

【修正前】



【訂正後】



②本件一部決算訂正に関する発生原因及び改善措置

a. 発生原因

(i) タイ国子会社連結仕訳の誤り

当社は、2024年3月期決算作業の過程において、2024年6月18日に開示した「特別利益（貸倒引当金戻入額）、貸倒引当金繰入額及び商品評価損の計上」に記載の通り、当社及びタイ国子会社において売掛金回収遅延が判明しました。本件は、当社及びタイ国子会社が同一のバイオマス発電所建設に用い

る機械設備をそれぞれ販売したものになります。

タイ国子会社は当社が49%を出資する現地法人ですが、2024年3月期の売上が809百万円、資本金は26百万円と小規模であり、当社グループへの影響は軽微であることから、従前は連結決算の対象外としておりました。

上記2024年3月期の損失発生を受け、損失面での重要性が高まったことから、急遽連結対象とすることになりました。タイ国子会社での当該販売取引においての損失発生リスクについては認識していたものの、連結対象外であるタイ国子会社に対するグループとしての取引管理体制も不十分であったことから、リスクが顕在化する前の段階で、取締役会に対しその兆候の報告がなされませんでした。結果として、正確な取引実態の把握に遅れが生じ、タイ国子会社財務諸表の精査にも時間を要するとともに、連結の判断が遅れることとなりました。

また、損失が発生した取引に関連し、タイ国子会社の銀行借入に対する債務保証を当社が行っていたことなど親子間の債権債務も発生しており、取引が複雑となっていた為、監査法人にも協力を仰ぎつつ慎重に連結精算表、連結仕訳の作成作業を進めておりました。決算作業の時間的制約がある中、他工事案件にも対応しつつ、タイ国子会社の財務諸表精査を行うこととなりました。

本来であれば、タイ国子会社が取引の実態を整理し販売取引に関する損失処理が為された財務諸表をもって、本社側において連結処理を行うべきところ、当時はそのような対応を行う時間、マンパワーがなかったことから、本社経理部において取引実態の把握とそれに応じた連結精算仕訳の作成を並行して進めることになりました。取引実態の確認過程において、それに対応した連結仕訳の修正も度々発生したことから、仕訳ベースでの確認作業が非常に複雑となり、結果的に連結仕訳の誤りを事前に発見することはできませんでした。

(ii) 貸借対照表勘定科目に関する誤り（長期・短期区分、資産科目区分等）

当社は、会計処理において、営業部が使用する販売管理システムの入力結果から、システム的に自動仕訳連携を行ったものを会計システムに取込み、会計システムから抽出したデータをもとに連結精算表を作成しています。ただし、改善報告書の対象となった本請負工事案件は、外部調査委員会の調査を踏まえた形で工事進捗や会計処理が変更となったことから、過年度を含めたシステム上の修正を行う時間・マンパワーが不足していたことから、その対応として已む無く、暫定的に手作業で連結精算表への仕訳入力を行う会計処理としていました。その手作業での仕訳入力、確認に時間を要したことが、通常の決算手順で行われるべき振替等の処理確認に漏れがあった原因の一つと考えております。

通常であれば、長期・短期区分の仕訳確認や太陽光発電用途のリース資産振替漏れ確認を、精算表上での前期対比による異常値精査といった確認作業により行うべきところ、手作業仕訳の確認に時間を割いたために、これら確認作業が十分に行われませんでした。結果として、経理担当者が手作業での仕訳入力を誤るとともに、経理責任者は通常の決算手順で行う確認作業を割愛したことから、経理担当者の誤入力及び財務諸表の科目誤りを事前に発見することができませんでした。

b. 改善措置（実施済みのものを含む。）

(i) 本請負工事案件に関する会計処理の正常化

本請負工事案件については、本年9月までに発電所工事が概ね完了しており、イレギュラーな仕訳も今後減少するものと想定されることから、2025年3月期第2四半期決算までに手作業での仕訳作業を不要とするべく、これまでの手作業仕訳分についてシステムへの移行入力及び確認作業を実施しました。これにより、2025年3月期第2四半期決算においては、対前期比較の異常値精査実施含め、通常の決算手順により決算作業を進めることができます。

(ii) 子会社取引のモニタリング強化

本請負工事案件に関する再発防止策として実施しているリスク評価会議においては、非連結子会社のリスク案件についてもモニタリング対象となっており、本件タイ国子会社での販売取引のような損失を見込む案件が生じた場合、直ちに取引の実態を把握するとともに、リスクの兆候についてリスク管理担当役員から取締役会に報告されることになる為、リスクが顕在化する前に会社として取引リスクを認識

することになります。これにより、連結判断も適時適切に行われることとなり、今回のように決算作業中に非連結子会社の重要性に大きく影響を与え、急遽連結作業が発生するような事象は起こりえないものと考えています。

(iii) 人的リソースの確保

本請負工事案件やタイ国子会社の新規連結に時間を要したことが、訂正原因の一つと考えられることから、決算・税務・公認会計士監査対応等を行っている経理部主計課の増員を実施します。

現状 4 名体制のところ、2025 年 2 月 1 日に中途採用によって 1 名増員の 5 名体制とする予定であり、これにより人的リソースの確保を図ります。

3. 不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識

このたびの不適切な会計処理により、過年度決算等を訂正致しましたことについて、株主・投資家の皆さま、その他全てのステークホルダーの皆さんに、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

今後、このような事態を二度と起こさないよう、全社一丸となってリスク管理体制の再構築を中心とする改善措置について議論を重ね実施してまいりました。

新たに、リスク評価会議・モニタリング制度を導入したことによる、リスクの適切なコントロール、取締役会・本部長会における議論の深化、各種研修による全社員のリスク・会計における意識・知識の向上、経理・監査部門における人員増強による体制強化、建設請負工事に対する各種規定の改訂を行つてまいりました。その成果については、着実に現れてきていると評価しております。

今般の教訓を生かし、今後も継続して今回実施した再発防止策を遂行していくことで、持続的な企業価値向上、健全経営に取り組んで行き、株主・投資家の皆さま、他のステークホルダーの皆さまの信頼回復に全力で取り組んでまいります。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上